

4 国家公安委員会・警察庁

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成18年1月1日から20年12月31日までの3年間を計画期間とする「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成17年12月)及び1年ごとに定められる「政策評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 事前評価は、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業等について重点的に行うこととされている。
事後評価は、警察行政の各分野における主要な政策については実績評価方式により、既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業等については事業評価方式により行うこととされている。さらに、社会経済情勢の変化により見直し・改善が必要とされるものなどの特定の行政課題については総合評価方式により行うこととされている。
- ③ 平成17年までは、事業評価方式による事前評価及び事後評価を中心に政策評価が行われ、実績評価方式による評価は、主に17年までを評価期間とする28業績目標について、評価の経過を記載した経過報告書が作成されていた。
- ④ 平成18年以降は、実績評価方式による評価を中心とし、21年は主に20年を評価期間としてあらかじめ設定した28業績目標について実績評価方式による評価が行われている。

(注1) 評価書は、警察庁ホームページで公表されている。

http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

業績目標「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」等28件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、21件(75.0%)である。なお、業績指標については、68件中49件(72.1%)が目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが必要である。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成18年1月1日から20年12月31日までの3年間を計画期間(注2)とする「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成17年12月)及び1年ごとに定められる「政策評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策及び規制を対象として政策評価が行われている。

基本計画において、事前評価は、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業等について重点的に行うこととされている。

事後評価は、各年の実施計画で政策評価の対象とする政策、評価期間及び評価方式等を定め、評価期間が経過したものについて政策評価を行うこととされている(注3)。具体的には、警察行政の各分野における主要な政策については実績評価方式により、既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業等については事業評価方式により行うこととされている。さらに、社会経済情勢の変化により見直し・改善が必要とされるものなどの特定の行政課題については総合評価方式により行うこととされている。

(注2) 平成20年12月25日に、21年1月1日から24年3月31日までを計画期間とする新たな「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」が策定されている。

今回審査の対象とした政策評価は、平成18年1月1日から20年12月31日までを計画期間とする「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成17年12月27日)に基づくものである。

また、国家公安委員会及び警察庁では、今回審査の対象とした政策評価までは暦年を評価期間の単位として実施されていたが、今後は年度を評価期間の単位として政策評価が行われることとなる。

(注3) 評価に2年以上の期間を要する政策のうち、評価期間が経過していないものについて、必要に応じて経過報告書を作成することとされている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策について、図表Ⅱ-4-①のとおり、平成17年までは事業評価方式による事前評価及び事後評価を中心に政策評価が行われていた。平成18年以降は、実績評価方式による評価を中心としている。

なお、平成21年は、主に20年を評価期間としてあらかじめ設定した28業績目標すべてについて実績評価方式による評価が行われている。

また、平成17年まで中心として行われてきた事業評価方式による事前評価及び事後評価は、20年以降行われていない。これは、各年の実施計画により事前評価の対象としてきた予算概算要求の重点事項とする政策は、実績評価方式による評価を行うことにより評価が可能としたためである。新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他市民生活や社会経済に与える影響が大きい政策については、必要に応じて事業評価方式による事前評価を実施することとされている。

(取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ-4-①のとおり、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ-4-① 国家公安委員会・警察庁における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象： 新規に開始しようとする政策のうち、 ①国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制 ②多額の支出を伴う事業 ③その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策</p> <p>実施状況： 平成 14 年 9 月 17 件 15 年 8 月 16 件 16 年 8 月 16 件 17 年 8 月 13 件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象：警察行政における主要な政策</p> <p>実施状況： 平成 16 年 8 月 1 件 17 年 1 月 1 件 18 年 8 月 28 件 19 年 7 月 28 件 20 年 7 月 27 件 21 年 7 月 28 件</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><事業評価方式> 対象： 既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策</p> <p>実施状況： 平成 17 年 1 月 2 件 17 年 12 月 3 件 19 年 7 月 1 件 19 年 12 月 1 件</p> </div>
	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><総合評価方式> 対象： ①経済社会情勢の変化により見直し・改善が必要とされるもの ②国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ③社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ④従来の政策を見直し、新たな政策展開を図ろうとするもの ⑤評価を実施してから長期間が経過したもの</p> <p>実施状況： 平成 17 年 1 月 1 件 17 年 12 月 1 件 18 年 12 月 1 件 19 年 7 月 1 件 20 年 12 月 1 件</p> </div>	
義務付け4分野の政策	規制 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>実施状況：平成 20 年 2 月 6 件 20 年 10 月 12 件 21 年 2 月 2 件</p> </div>	
<p><特徴> 平成 17 年までは、事業評価方式による事前評価及び事後評価を中心に政策評価が行われてきた。平成 18 年以降は、実績評価方式による評価が国家公安委員会及び警察庁の政策評価の中心になっている。</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(審査の対象)

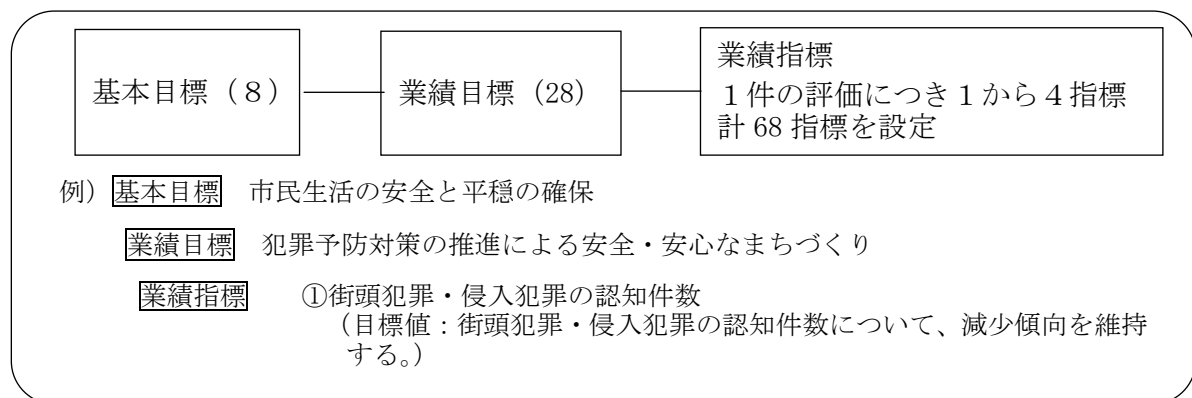
実績評価方式による評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 28 件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象とする政策について、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系が構築されている。警察行政における主要な目標(基本目標)、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標(業績目標)が、図表Ⅱ-4-②のとおり設定されている。審査の対象とした 28 件の業績目標には、業績指標が 1 件当たり 1 指標から 4 指標設定され、合計で 68 指標(注 4)が設定されている。

(注 4) これら 68 指標のほかに、業績目標をめぐる社会経済情勢を的確に把握・分析するための指標として参考指標が 38 指標設定されている。

図表Ⅱ-4-② 国家公安委員会・警察庁における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 国家公安委員会及び警察庁の評価書を基に当省が作成した。

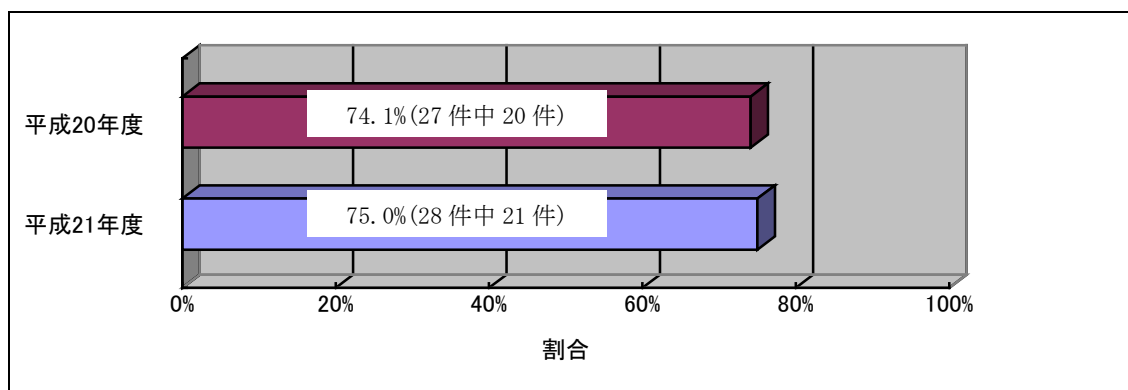
(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。国家公安委員会及び警察庁では、平成 18 年から実績評価方式による評価を中心として政策評価が行われているところであるが、21 年度について目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ-4-③のとおり、75.0% (28 件中 21 件)

であり、20年度の74.1%（27件中20件）と比べて横ばいである。

なお、業績指標については、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものの割合は72.1%（68件中49件）であり、平成20年度の60.9%（69件中42件）と比べて増加している。

図表Ⅱ－４－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



（注）1 国家公安委員会及び警察庁の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定する取組をより一層推進する必要がある。